

平成27年度第3回平塚市国民健康保険運営協議会

次 第

日 時 平成27年12月17日(木)

午後2時～

場 所 勤労会館 2階中会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
(諮問事項)

(2) 生活習慣病重症化予防事業案について

(3) その他

3 閉 会



27平保年第1086号

平成27年(2015年)12月17日

平塚市国民健康保険運営協議会

会 長 永 田 美 典 様

平塚市長 落合克宏



平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について(諮問)

このことについて、本市国民健康保険税の税率を改定するため、貴協議会に諮問いたします。

## 1 諮問理由

前回税率改定を行った平成23年度から平成27年度までの平塚市国民健康保険事業特別会計の財政状況を見ますと、歳出では、高齢化の進展や医療技術の高度化などにより年々伸びていた保険給付費が、平成26年度は一旦減少したものの、平成27年度は再び増加に転じました。一方、歳入では、保険税収納額が、被保険者数の減少などにより年々減少しています。

このような状況の下、財源の不足分を一般会計からの法定外繰入金（その他一般会計繰入金）で補填することにより、平成24年度から平成27年度までの4年間、保険税率を改定することなく、財政運営に努めてきました。

しかしながら、今後も保険給付費は年々増加し、財政状況は一段と厳しさを増すと懸念されることから、国民健康保険財政の健全化と安定した保険事業の維持のためには、生活習慣病の重症化予防やジェネリック医薬品の利用促進など保険給付費抑制の取組をさらに進めていくとともに、国民健康保険独自の財源である保険税収納額を増加させていくことが必要となります。

こうした中、平成30年度からの国民健康保険改革により、都道府県が、国民健康保険の財政運営の主体となり、財政赤字の改善と将来的な保険税（料）負担の平準化を進めることとされました。

これらのことを踏まえ、平塚市としましては、収納率向上の取組をさらに進めることはもとより、平成28年度から保険税率の引き上げ改定を実施することが必要であると判断したものです。

## 2 諮問事項

### (1) 税率

(医療分) 基礎課税額の税率に関する改正 (第7条第1項関係)

	応能割額	応益割額	
	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
現 行	5.85%	25,200 円	24,800 円
改定後	6.39%	27,120 円	24,240 円

※ 特定世帯の世帯別平等割額は2分の1の額

※ 特定継続世帯の世帯別平等割額は4分の3の額

(支援金分) 後期高齢者支援金等課税額の税率に関する改正 (第7条第2項関係)

	応能割額	応益割額	
	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
現 行	1.30%	6,000 円	5,400 円
改定後	1.33%	5,880 円	5,160 円

※ 特定世帯の世帯別平等割額は2分の1の額

※ 特定継続世帯の世帯別平等割額は4分の3の額

(介護分) 介護納付金課税額の税率に関する改正 (第7条第3項関係)

	応能割額	応益割額	
	所得割額	被保険者均等割	世帯別平等割額
現 行	1.44%	7,200 円	6,600 円
改定後	1.70%	9,360 円	6,120 円

(2) 減額 (低所得者の軽減措置)

国民健康保険税の減額に関する改正 (第 11 条関係)

(医療分)

	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額
現 行	17,640 円	17,360 円	12,600 円	12,400 円	5,040 円	4,960 円
改定後	18,984 円	16,968 円	13,560 円	12,120 円	5,424 円	4,848 円

※ 特定世帯の世帯別平等割額は 2 分の 1 の額

※ 特定継続世帯の世帯別平等割額は 4 分の 3 の額

(支援金分)

	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額
現 行	4,200 円	3,780 円	3,000 円	2,700 円	1,200 円	1,080 円
改定後	4,116 円	3,612 円	2,940 円	2,580 円	1,176 円	1,032 円

※ 特定世帯の世帯別平等割額は 2 分の 1 の額

※ 特定継続世帯の世帯別平等割額は 4 分の 3 の額

(介護分)

	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額
現 行	5,040 円	4,620 円	3,600 円	3,300 円	1,440 円	1,320 円
改定後	6,552 円	4,284 円	4,680 円	3,060 円	1,872 円	1,224 円

※ 7割軽減は、世帯の所得の合計額が 33 万円以下の場合

5割軽減は、世帯の所得の合計額が 33 万円を超え、

33 万円 + (26 万円 × 被保険者及び特定同一世帯所得者の数) 以下の場合

2割軽減は、上記軽減が受けられない世帯で、所得が

33 万円 + (47 万円 × 被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下の場合

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

4 条例新旧対照表

別紙のとおり

平塚市国民健康保険税条例の一部改正に伴う新旧対照表

現 行	改 正 案	改正部分 改正要旨
<p>(税率)</p> <p>第7条 第2条第2項に規定する基礎課税額の税率は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る所得割額 <u>100分の5.85</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万5,200円</u></p> <p>(3) 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。以下同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他</p>	<p>(税率)</p> <p>第7条 第2条第2項に規定する基礎課税額の税率は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る所得割額 <u>100分の6.39</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万7,120円</u></p> <p>(3) 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。以下同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他</p>	<p>国民健康保険税の税率並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額から低所得者世帯に対して減額する額を改定するため、規定を整備する。</p>

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)            以外の世帯 1世帯について <u>2万4,800円</u></p> <p>イ 特定世帯 1世帯について <u>1万2,400円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 1世帯について <u>1万8,600円</u></p> <p>2 第2条第3項に規定する後期高齢者支援金等課税額の税率は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る所得割額 <u>100分の1.30</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額            被保険者1人について <u>6,000円</u></p> <p>(3) 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>5,400円</u></p> <p>イ 特定世帯 1世帯について <u>2,700円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 1世帯について <u>4,050円</u></p> <p>3 第2条第4項に規定する介護納付金課税額の税率は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 介護納付金課税被保険者に係る所得割額 <u>100分の1.44</u></p> <p>(2) 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額            被保険者1人について <u>7,200円</u></p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世</p>	<p>の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)            以外の世帯 1世帯について <u>2万4,240円</u></p> <p>イ 特定世帯 1世帯について <u>1万2,120円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 1世帯について <u>1万8,180円</u></p> <p>2 第2条第3項に規定する後期高齢者支援金等課税額の税率は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る所得割額 <u>100分の1.33</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額            被保険者1人について <u>5,880円</u></p> <p>(3) 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>5,160円</u></p> <p>イ 特定世帯 1世帯について <u>2,580円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 1世帯について <u>3,870円</u></p> <p>3 第2条第4項に規定する介護納付金課税額の税率は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 介護納付金課税被保険者に係る所得割額 <u>100分の1.70</u></p> <p>(2) 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額            被保険者1人について <u>9,360円</u></p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世</p>	

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>帯について <u>6,600円</u></p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からそれぞれ当該各号のア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれ当該各号のウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれ当該各号のオ及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1万7,640円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額</p>	<p>帯について <u>6,120円</u></p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からそれぞれ当該各号のア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれ当該各号のウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれ当該各号のオ及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1万8,984円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額</p>	



現 行	改 正 案	改正要旨
<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>1万7,360円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>8,680円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>1万3,020円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,200円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>3,780円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>1,890円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>2,835円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額介護納付金課税被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,040円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,620円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>	<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>1万6,968円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>8,484円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>1万2,726円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,116円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>3,612円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>1,806円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>2,709円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額介護納付金課税被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,552円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,284円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>	

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について <u>1万2,600円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 (ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞ れ(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯 について <u>1万2,400円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>6,200円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>9,300円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について <u>3,000円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 (ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞ れ(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯 について <u>2,700円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>1,350円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>2,025円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条の3第2項に規定する世 帯主を除く。)1人について <u>3,600円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について <u>1万3,560円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 (ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞ れ(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯 について <u>1万2,120円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>6,060円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>9,090円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について <u>2,940円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 (ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞ れ(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯 について <u>2,580円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>1,290円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>1,935円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条の3第2項に規定する世 帯主を除く。)1人について <u>4,680円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1</p>	

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>世帯について <u>3,300円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき47万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,040円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 (ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>4,960円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について <u>2,480円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>3,720円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1,200円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 (ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>1,080円</u></p>	<p>世帯について <u>3,060円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき47万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,424円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 (ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>4,848円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について <u>2,424円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>3,636円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1,176円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 (ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>1,032円</u></p>	

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>540円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>810円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1,440円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,320円</u></p> <p>2 省略</p>	<p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>516円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>774円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1,872円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,224円</u></p> <p>2 省略</p>	

## 平成28年度国民健康保険税の税率改定について

## 1 改定の要点

## (1) 改定率

全体の調定額を7.03%増となるよう税率を改定します。

## (2) 改定の基本的な考え方

応能割（所得割額）と応益割（被保険者均等割額・世帯別平等割額）を地方税法で定める50対50の比率（以下「法定比率」といいます。）を維持することとした上で、次のとおり行います。

ア 基礎課税額は、全体の税額を引き上げます。

イ 後期高齢者支援金等課税額は、全体の税額の引き上げは行わず、法定比率と現行の比率との乖離を縮小するための見直しを行います。

ウ 介護納付金課税額は、全体の税額を引き上げます。

## 2 改定の理由

## (1) 国民健康保険特別会計の財政状況

ア 前回税率改定を行った平成23年度から平成27年度までの財政状況を見ますと、歳出では、高齢化の進展や医療技術の高度化などにより年々伸びていた保険給付費が、平成26年度は一旦減少したものの、平成27年度は再び増加に転じました。一方、歳入では、保険税収納額が、被保険者数の減少などにより年々減少しています。

イ このような状況の下、財源の不足分を一般会計からの法定外繰入金（その他一般会計繰入金）で補填することにより、平成24年度から平成27年度までの4年間、保険税率を改定することなく、財政運営に努めてきました。

ウ 基礎課税額収入は所要額に対して、平成23年度から平成26年度の平均で12億円程度不足しています。

エ 後期高齢者支援金等課税額収入は所要額に対して、平成23年度から平成26年度の平均で8千万円程度の剰余となっています。ただし、平成24年度から平成26年度の平均では半分の4千万円程度に減っています。

オ 介護納付金課税額収入は所要額に対して、平成23年度から平成26年度の平均で2億6千万円程度不足しています。

## (2) 国民健康保険の制度改革

平成30年度から、都道府県が、国民健康保険の財政運営の主体となり、財政赤字の改善と将来的な保険税（料）負担の平準化を進めることとされました。

## (3) 国民健康保険事業の取組

今後も保険給付費は年々増加し、財政状況は一段と厳しさを増すと懸念されることから、国民健康保険財政の健全化と安定した保険事業の維持のためには、生活習慣病の重症化予防やジェネリック医薬品の利用促進など保険給付費抑制の取組をさら進めていくとともに、国民健康保険独自の財源である保険税収納額を増加していくことが必要となります。

## (4) 税率改定の必要性

これらのことを踏まえ、本市としましては、収納率向上の取組をさらに進めることはもとより、平成28年度から保険税率の引き上げ改定を実施する必要があると判断したものです。

以上

## 参 考

### 国民健康保険税 賦課（課税）総額の構成

【応能割】	所得割	世帯の加入者の所得に応じて計算
【応益割】	被保険者均等割	世帯の加入者数に応じて計算
	世帯別平等割	1世帯にいくらかと計算

#### 国民健康保険税の算定方法について(平成 27 年度)

平成 27 年度の国民健康保険税は、基礎課税分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分(※)の所得割額・均等割額・世帯別平等割額という 3 つの項目をそれぞれ算出し、最終的に世帯で合算した金額となります。

※国民健康保険被保険者のうち、40 歳から 64 歳までの方は、国民健康保険税の中で介護分が課税されます。

#### <基礎課税分(年税額)>

項目	内容・税率等
(A)所得割額	(平成 26 年 1 月～12 月の総所得金額等 - 基礎控除額 330,000 円) × 5.85%
(B)均等割額	1 人あたり 25,200 円 × 被保険者(加入者)数
(C)平等割額	1 世帯あたり 24,800 円

※(A)～(C)の合計が 52 万円(課税限度額)を超えるときは、52 万円が年税額になります。

#### <後期高齢者支援金等分(年税額)>

項目	内容・税率等
(1)所得割額	(平成 26 年 1 月～12 月の総所得金額等 - 基礎控除額 330,000 円) × 1.30%
(2)均等割額	1 人あたり 6,000 円 × 被保険者(加入者)数
(3)平等割額	1 世帯あたり 5,400 円

※(1)～(3)の合計が 17 万円(課税限度額)を超えるときは、17 万円が年税額になります。

#### <介護納付金分(年税額)>

項目	内容・税率等
(ア)所得割額	(平成 26 年 1 月～12 月の総所得金額等 - 基礎控除額 330,000 円) × 1.44%
(イ)均等割額	1 人あたり 7,200 円 × 介護分該当者(40 歳から 64 歳までの加入者)数
(ウ)平等割額	1 世帯あたり 6,600 円

※(ア)～(ウ)の合計が 16 万円(課税限度額)を超えるときは、16 万円が年税額になります。

したがって、40 歳から 64 歳までの被保険者がいる世帯では、「医療分」・「後期支援分」・「介護分」を合算した 85 万円が年税額の課税限度額になります。

## 国保特別会計・決算及び予算案(科目一部抜粋)

### 1 保険給付費総額(歳出)

年 科 目	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (3月補正予算案)	28年度 (当初予算現行税率案)
保険給付費	18,103,500,201円	18,546,875,299円	19,057,657,004円	18,952,106,581円	19,963,796,000円	20,038,821,000円
前年度差額	584,348,188円	443,375,098円	510,781,705円	▲ 105,550,423円		
前年度比率	103.34%	102.45%	102.75%	99.45%		

- 平成28年度は23年度比で、19億3,500万円程度の増になると見込まれます。

#### (保険給付費の一部抜粋)

一般被保険者療養給付費	14,800,729,312円	15,147,469,234円	15,706,542,974円	15,857,495,319円	16,550,389,000円	16,637,323,000円
一般被保険者高額療養費	1,629,191,714円	1,756,876,703円	1,864,143,297円	1,862,789,657円	2,118,483,000円	2,266,223,000円

- ・ 一般被保険者療養給付費は、23年度から26年度の決算で、保険給付費総額に占める割合は82から83%
- ・ 一般被保険者高額療養費は、23年度から26年度の決算で、保険給付費総額に占める割合は平均9.5%

### 2 国民健康保険税総額(歳入)

国民健康保険税	6,852,596,016円	6,733,327,541円	6,640,050,156円	6,393,412,082円	6,188,870,000円	6,129,759,000円
前年度差額	497,597,083円	▲ 119,268,475円	▲ 93,277,385円	▲ 246,638,074円		
前年度比率	107.83%	98.26%	98.61%	96.29%		

- 平成28年度は23年度比で、7億2,300万円程度の減になると見込まれます。

### 3 その他一般会計繰入金(歳入)

その他一般会計繰入金	1,034,870,000円	1,709,260,000円	1,500,000,000円	1,400,000,000円	1,825,640,000円	1,950,975,000円
前年度差額	▲ 486,473,000円	674,390,000円	▲ 209,260,000円	▲ 100,000,000円		
前年度比率	68.02%	165.17%	87.76%	93.33%		

- 平成28年度は23年度から27年度までの5年間の平均1,493,954,000円(約14億9,400万円)に対し、4億5,700万円程度増加するものと見込まれます。

※ 平成27年度3月補正予算案及び平成28年度当初予算現行税率は、平成27年12月1日に試算したものです。

国民健康保険税課税額・単年度単純過不足額

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
当初予算	当初予算規模	27,608,000,000	28,745,000,000	29,508,000,000	29,893,000,000		
	繰越金（前年度繰越金）	400,000,000	500,000,000	400,000,000	450,000,000		
	その他一般会計繰入金	1,831,588,000	1,830,588,000	1,956,042,000	1,944,935,000		
	後期高齢者支援金等	3,376,695,000	3,881,716,000	4,056,733,000	4,305,241,000		
	介護納付金	1,613,741,000	1,671,891,000	1,615,000,000	1,655,237,000		
決算	決算歳入合計	27,383,857,951	28,338,558,870	28,901,263,491	28,624,918,770		
	決算歳出合計	26,570,311,376	27,698,450,134	28,143,146,325	28,024,405,657		
	繰越金（前年度繰越金）	614,292,399	813,546,575	640,108,736	758,117,166		
	その他一般会計繰入金	1,034,870,000	1,709,260,000	1,500,000,000	1,400,000,000		
	剰余金（次年度繰越金）	813,546,575	640,108,736	758,117,166	600,513,113		
	繰越明許費						
	後期高齢者支援金等	3,544,270,774	3,879,966,378	4,025,487,807	3,988,963,694		
	介護納付金	1,550,384,284	1,573,831,221	1,648,340,338	1,569,180,201	平均	
決算において本来保険税で賄うべきだった課税額過不足額	基礎課税額過不足額（一般）	▲955,451,170	▲1,632,411,987	▲1,178,128,122	▲1,493,576,228	▲1,314,891,877	▲1,229,596,346
	基礎課税額過不足額（退職）	107,905,775	▲59,018,160	82,875,866	209,418,644	85,295,531	
	後期高齢者支援金等課税額過不足額	198,977,563	23,056,329	40,573,151	54,072,954	79,169,999	
	介護納付金課税額過不足額	▲183,498,992	▲214,324,021	▲327,312,465	▲327,519,423	▲263,163,725	
	課税額過不足額計	▲832,066,824	▲1,882,697,839	▲1,381,991,570	▲1,557,604,053	▲1,413,590,072	

※税率等改定



## 国保事業の状況

### 1 国保被保険者数（年度平均）

年度	区分	世帯数	被保険者数	前年度比	前年度比率
		(世帯)	(人)	(人)	(%)
20		43,784	77,811		
21		43,693	78,500	689	100.89
22		43,992	78,497	▲ 3	100.00
23		44,077	78,188	▲ 309	99.61
24		43,864	77,198	▲ 990	98.73
25		43,766	76,221	▲ 977	98.73
26		43,306	74,326	▲ 1,895	97.51
27		42,834	72,522	▲ 1,804	97.57
28		42,376	70,740	▲ 1,782	97.54

### 2 前期高齢者被保険者数（年度平均）

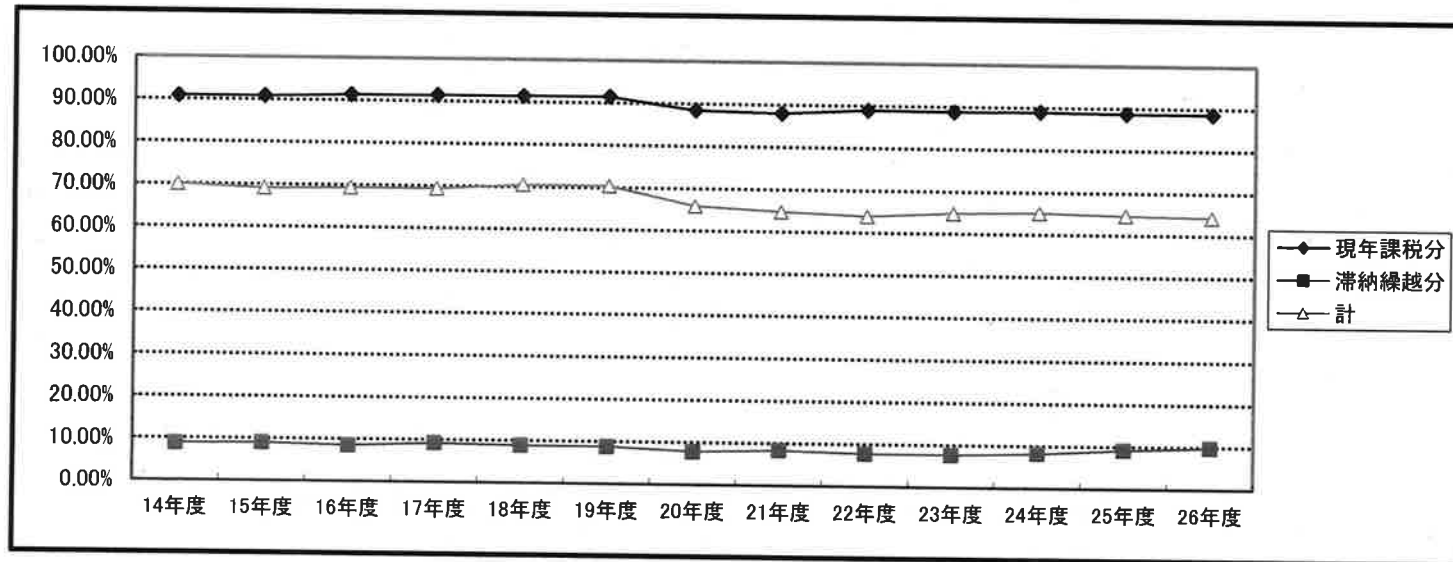
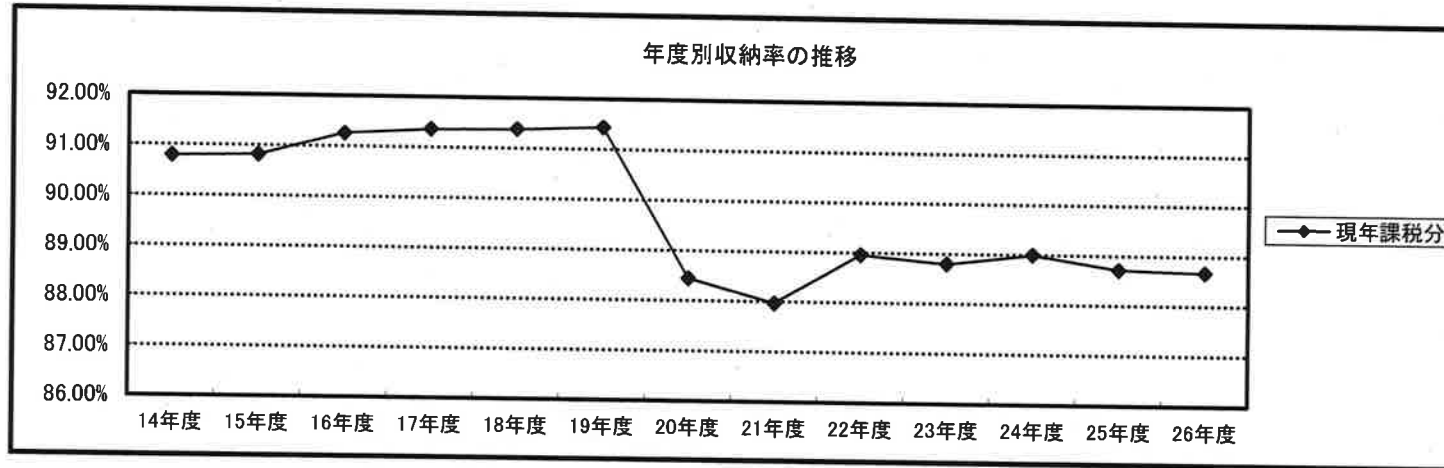
年度	区分	対象者	被保数比	前年度比
		(人)	(%)	(人)
20		23,511		
21		24,468	104.07	957
22		24,602	100.55	134
23		24,916	101.28	314
24		25,673	103.04	757
25		26,789	104.35	1,116
26		27,978	104.44	1,189
27		28,642	102.37	664
28		29,331	102.41	689

※ 国保被保険者数及び前期高齢者被保険者数の平成27年度、28年度は、当初予算作成にあたっての推計になります。

国民健康保険税 年度別収納率の推移

区 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
現年課税分	90.79%	90.82%	91.26%	91.36%	91.38%	91.44%	88.45%	87.97%	88.96%	88.80%	89.00%	88.72%	88.67%
滞納繰越分	8.87%	9.05%	8.57%	9.28%	8.94%	8.85%	7.86%	8.35%	7.81%	7.73%	8.20%	9.21%	9.87%
計	70.03%	69.15%	69.40%	69.40%	70.54%	70.44%	65.94%	64.79%	63.94%	64.88%	65.18%	64.66%	64.32%

※この表の「収納率」は還付未済額を収入済額から除いて算出している。



県下19市現年度収納率

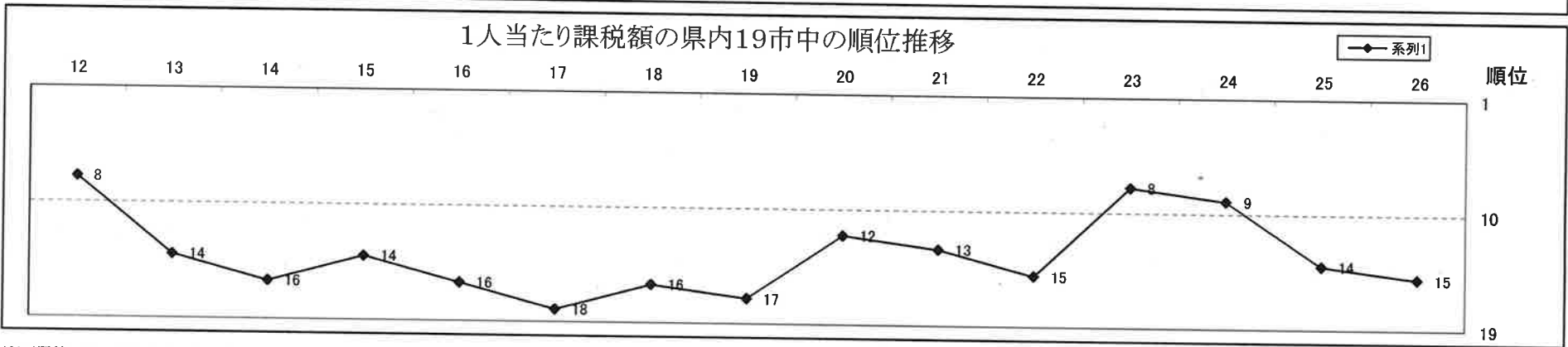
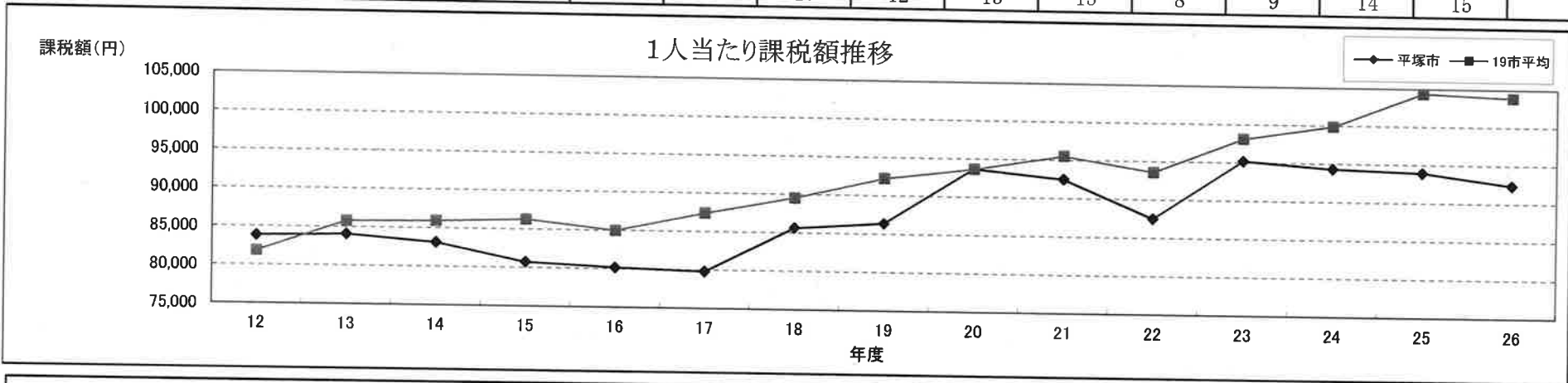
区分	年度	16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26	
		収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
	1 横浜市	87.93%	17	88.76%	16	89.07%	15	89.38%	13	87.31%	14	87.34%	11	87.50%	12	88.87%	10	89.91%	8	91.50%	5	92.51%	4
	2 川崎市	87.79%	18	88.55%	17	88.48%	17	88.79%	16	85.03%	19	85.49%	16	87.26%	13	88.29%	13	90.02%	6	91.53%	4	92.96%	3
	3 横須賀市	91.32%	6	91.72%	5	91.39%	6	91.48%	5	88.56%	6	88.64%	4	88.55%	8	89.76%	6	90.00%	7	90.31%	8	90.24%	10
税	4 平塚市	91.26%	7	91.36%	7	91.38%	7	91.44%	6	88.45%	7	87.97%	6	88.96%	5	88.80%	11	89.00%	12	88.72%	15	88.67%	16
	5 鎌倉市	94.70%	1	94.32%	1	94.45%	1	94.07%	2	91.30%	2	90.98%	2	91.28%	2	92.10%	2	91.92%	2	92.91%	2	93.29%	2
	6 藤沢市	89.40%	13	88.99%	14	89.17%	14	88.94%	14	86.38%	15	85.74%	15	87.61%	11	88.70%	12	89.09%	11	90.19%	9	90.64%	8
	7 小田原市	89.89%	10	90.49%	8	90.43%	9	90.59%	9	87.82%	10	86.35%	12	85.25%	18	85.31%	19	86.59%	18	88.93%	13	89.69%	13
	8 茅ヶ崎市	92.79%	3	92.51%	3	92.67%	3	92.76%	3	89.84%	3	88.66%	3	88.87%	6	89.93%	5	90.79%	4	91.17%	7	91.78%	6
	9 逗子市	93.82%	2	94.01%	2	94.35%	2	95.31%	1	93.80%	1	92.52%	1	92.89%	1	94.13%	1	93.52%	1	93.81%	1	93.50%	1
税	10 相模原市	88.57%	15	90.20%	10	90.27%	11	90.11%	10	87.56%	12	86.26%	13	86.07%	16	86.23%	17	86.59%	18	87.14%	19	87.50%	19
税	11 三浦市	90.07%	9	90.08%	11	90.73%	8	90.72%	8	88.39%	8	87.90%	7	88.46%	9	89.42%	7	89.10%	10	89.72%	12	90.38%	9
税	12 秦野市	91.53%	5	92.10%	4	91.84%	4	90.94%	7	89.23%	4	88.42%	5	89.50%	3	90.24%	3	90.66%	5	91.22%	6	91.17%	7
	13 厚木市	88.06%	16	87.05%	19	87.17%	19	87.65%	19	85.76%	17	84.92%	18	87.01%	14	87.55%	14	87.75%	14	88.89%	14	89.51%	14
税	14 大和市	88.84%	14	88.78%	15	88.70%	16	88.33%	17	85.99%	16	85.05%	17	85.82%	17	86.42%	16	86.88%	16	87.44%	17	88.37%	18
税	15 伊勢原市	90.42%	8	90.38%	9	89.54%	12	88.81%	15	88.23%	9	87.87%	8	89.42%	4	90.04%	4	89.72%	9	89.77%	11	90.20%	11
税	16 海老名市	89.88%	11	89.86%	12	90.30%	10	89.95%	11	87.76%	11	87.54%	10	88.73%	7	88.92%	9	88.60%	13	89.86%	10	90.04%	12
税	17 座間市	87.50%	19	87.51%	18	87.62%	18	87.85%	18	85.17%	18	84.10%	19	84.88%	19	85.99%	18	86.94%	15	87.24%	18	88.39%	17
税	18 南足柄市	91.57%	4	91.71%	6	91.79%	5	91.68%	4	88.92%	5	87.82%	9	86.54%	15	86.60%	15	86.63%	17	87.80%	16	89.44%	15
税	19 綾瀬市	89.52%	12	89.49%	13	89.29%	13	89.55%	12	87.50%	13	86.18%	14	87.79%	10	89.22%	8	91.32%	3	92.48%	3	92.50%	5
	19市平均	88.92%		89.47%		89.61%		89.75%		87.18%		86.90%		87.51%		88.52%		89.39%		90.60%		90.57%	

●国民健康保険税 1人当たり及び1世帯当たり課税額（調定額）推移

○1人当たり課税額の推移（現年度分）

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	備考
平塚市	83,846	84,077	83,142	80,743	80,161	79,799	85,650	86,396	93,658	92,493	87,547	95,204	94,331	93,938	92,368	
19市平均	81,850	85,804	85,938	86,280	85,018	87,425	89,557	92,260	93,643	95,526	93,584	98,101	99,902	104,410	103,903	
順位	8	14	16	14	16	18	16	17	12	13	15	8	9	14	15	

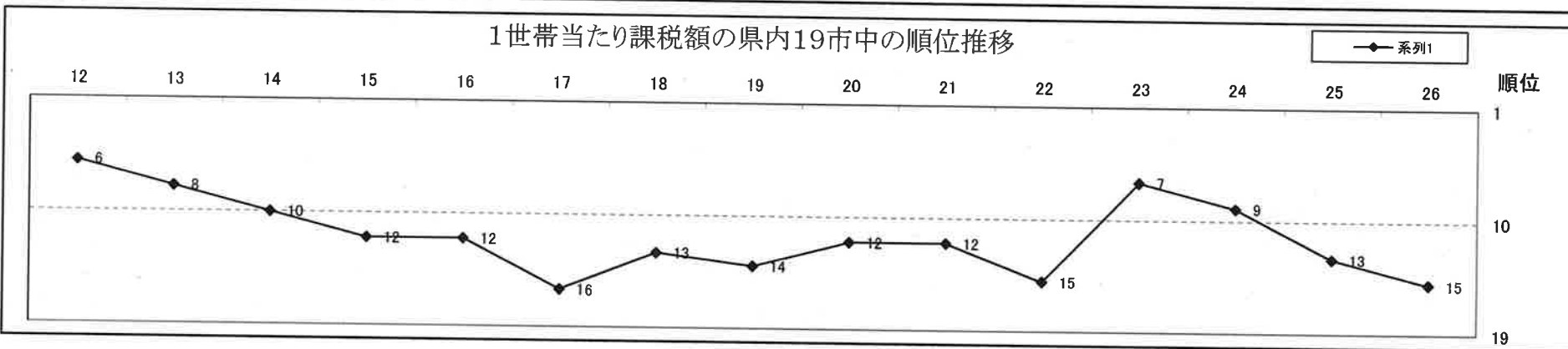
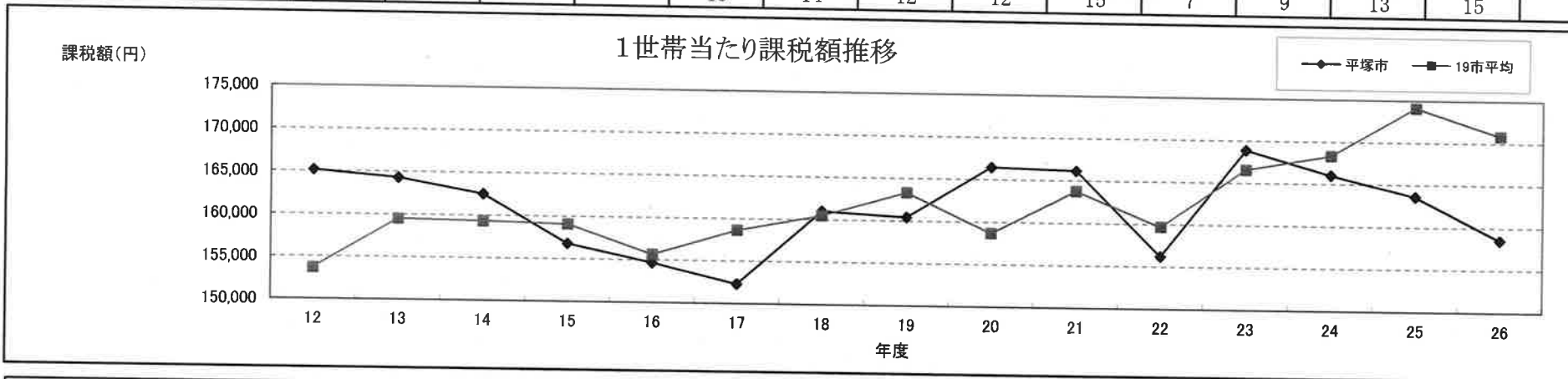
(単位：円)



※ 順位は課税額の高額順

○ 1世帯当たり課税額の推移（現年度分）

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	備考
平塚市	165,174	164,317	162,503	156,812	154,695	152,286	161,012	160,439	166,445	166,175	156,214	168,883	166,016	163,598	158,532	
19市平均	153,710	159,514	159,348	155,682	158,642	160,504	163,347	158,685	163,783	159,710	166,570	168,331	174,113	170,838		
順位	6	8	10	12	12	16	13	14	12	12	15	7	9	13	15	



※ 順位は課税額の高額順

### 平成23年度～平成26年度保険税負担率推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1人当たり保険税調定額 (円)	95,204	94,331	93,938	92,368
1人当たり基準総所得金額 (円)	746,954	750,870	739,590	748,733
<b>保険税負担率</b>	<b>12.75%</b>	<b>12.56%</b>	<b>12.70%</b>	<b>12.34%</b>

※ 保険税負担率 = 1人当たり保険税調定額 ÷ 1人当たり基準総所得金額 × 100

県内19市の平成25年度・26年度国保事業会計・1人当たりその他一般会計繰入金

平成25年度					平成26年度				
保険者名	その他一般会計繰入金 (円)	被保険者数 (人)	1人当たり 繰入金額 (円)	順位	保険者名	その他一般会計繰入金 (円)	被保険者数 (人)	1人当たり 繰入金額 (円)	順位
南足柄市	41,635,611	11,625	3,582	1	南足柄市	8,116,000	11,343	716	1
藤沢市	1,000,000,000	108,918	9,181	2	藤沢市	1,080,000,000	106,412	10,149	2
茅ヶ崎市	880,711,780	65,325	13,482	3	海老名市	408,603,000	35,293	11,577	3
小田原市	810,472,008	56,008	14,471	4	鎌倉市	554,211,750	47,451	11,680	4
綾瀬市	406,486,141	27,159	14,967	5	三浦市	201,148,227	17,131	11,742	5
海老名市	620,928,000	35,904	17,294	6	茅ヶ崎市	764,517,644	63,443	12,050	6
三浦市	321,628,411	17,715	18,156	7	小田原市	877,825,914	54,082	16,231	7
横浜市	16,539,440,828	906,956	18,236	8	横浜市	14,523,241,124	880,942	16,486	8
秦野市	933,850,551	48,719	19,168	9	綾瀬市	462,018,160	26,340	17,541	9
<b>平塚市</b>	<b>1,500,000,000</b>	<b>76,221</b>	<b>19,680</b>		<b>平塚市</b>	<b>1,400,000,000</b>	<b>74,326</b>	<b>18,836</b>	
厚木市	1,407,124,000	67,153	20,954	11	大和市	1,323,618,000	65,481	20,214	11
伊勢原市	600,000,000	27,530	21,794	12	伊勢原市	550,000,000	26,924	20,428	12
大和市	1,492,261,000	67,450	22,124	13	川崎市	6,951,734,275	332,935	20,880	13
鎌倉市	1,088,189,000	48,754	22,320	14	相模原市	4,718,484,391	205,181	22,997	14
川崎市	7,907,450,911	341,357	23,165	15	横須賀市	2,891,134,902	118,790	24,338	15
相模原市	4,994,112,087	209,802	23,804	16	厚木市	1,607,152,000	65,651	24,480	16
横須賀市	3,037,762,969	121,675	24,966	17	秦野市	1,230,000,453	47,818	25,723	17
座間市	1,065,882,426	38,337	27,803	18	逗子市	446,717,000	16,559	26,977	18
逗子市	627,949,000	16,914	37,126	19	座間市	1,143,454,708	37,135	30,792	19
<b>19市合計</b>	<b>45,275,884,723</b>	<b>2,293,522</b>	<b>19,741</b>		<b>19市合計</b>	<b>41,141,977,548</b>	<b>2,233,237</b>	<b>18,423</b>	

## 平成27年度 保険給付費の見込み

### 1 一般被保険者療養給付費の4月から10月までの上期実績(7か月)

	26年度(実績)	27年度(実績)	前年比
4月	1,490,420,000	1,514,590,000	1.0162
5月	1,284,240,479	1,342,784,502	1.0456
6月	1,378,099,347	1,365,970,875	0.9912
7月	1,224,607,792	1,354,967,292	1.1065
8月	1,402,471,795	1,420,947,414	1.0132
9月	1,291,482,941	1,324,346,293	1.0254
10月	1,261,510,140	1,343,691,431	1.0651
計	9,332,832,494	9,667,297,807	1.0376

前年度比平均	1.0376
H27予算額	16,550,389,000円
H27上期実績額	9,667,297,807円
現在の残額	6,883,091,193円
<b>決算見込額</b>	<b>16,465,479,729円</b>
<b>予算残予測</b>	<b>84,909,271円</b>

### 2 一般被保険者高額療養費の4月から10月までの上期実績(7か月)

	26年度(実績)	27年度(実績)	前年比
4月	147,367,849	154,709,691	1.0498
5月	159,923,002	172,751,607	1.0802
6月	146,401,985	167,091,450	1.1413
7月	151,234,219	172,163,222	1.1384
8月	157,675,389	168,226,458	1.0669
9月	155,216,619	176,719,825	1.1385
10月	151,779,627	170,244,205	1.1217
計	1,069,598,690	1,181,906,458	1.1053

前年度比平均	1.1053
H27予算額	2,118,483,000円
H27上期実績額	1,181,906,458円
現在の残額	936,576,542円
<b>決算見込額</b>	<b>2,065,043,848円</b>
<b>予算残予測</b>	<b>53,439,152円</b>



## 1 保険税率の改定前と改定後の比較

	税率の改定前（※1）	税率の改定後（※2）		
		5.32%UP（案）・・・ 約3億円の税収増	7.03%UP（案）・・・ 約4億円の税収増	8.78%UP（案）・・・ 約5億円の税収増
国民健康保険税	6,129,759千円	6,429,849千円	6,529,070千円	6,630,452千円
改定前と後の差額		300,090千円	399,311千円	500,693千円
その他一般会計繰入金	1,950,975千円	1,629,962千円	1,516,679千円	1,398,622千円
改定前と後の差額		▲321,013千円	▲434,296千円	▲552,353千円

※1 税率の改定前は、平成28年度当初予算を現行税率で試算したものになります。

※2 税率の改定後は、平成28年度当初予算を各UP税率で試算したものになります。

## 2 平成27年度当初予算と税率改定後の平成28年度当初予算との比較

	平成27年度当初予算	平成28年度当初予算		
		5.32%UP（案）・・・ 約3億円の税収増	7.03%UP（案）・・・ 約4億円の税収増	8.78%UP（案）・・・ 約5億円の税収増
国民健康保険税	6,353,562千円	6,429,849千円	6,529,070千円	6,630,452千円
27年度との差額		76,287千円	175,508千円	276,890千円
その他一般会計繰入金	1,894,272千円	1,629,962千円	1,516,679千円	1,398,622千円
27年度との差額		▲264,310千円	▲377,593千円	▲495,650千円

平成28年度に保険税率を改定した場合の保険税負担率

	5.32%UP(案)・・・ 約3億円の税収増	7.03%UP(案)・・・ 約4億円の税収増	8.78%UP(案)・・・ 約5億円の税収増
1人当たり保険税調定額 (円)	93,427	94,936	96,492
1人当たり基準総所得金額 (円)	748,733	748,733	748,733
保険税負担率	12.48%	12.68%	12.89%

※ 保険税負担率 = 1人当たり保険税調定額 ÷ 1人当たり基準総所得金額 × 100

※ 「1人当たり基準総所得金額」は、平成26年度の1人当たり基準総所得金額になります。

国保世帯所得階層別世帯数調べ(擬制世帯主分含む) H27.8.31現在

国保世帯所得階層		世帯数	構成比		黄	青	緑	赤	なし	
					(1人世帯)	(2人世帯)	(3人世帯)	(4人世帯)	(5人以上世帯)	計
なし		12,022	27.80%	(27.80%)						
1円以上	330,000円以下	2,997	6.93%	(34.73%)	① 9,906	⑦ 1,513	⑭ 403	⑰ 136	64	12,022
330,000円超	800,000円以下	2,997	6.93%	(34.73%)	② 2,025	⑧ 691	⑮ 209	⑱ 52	20	2,997
800,000円超	1,270,000円以下	4,667	10.79%	(45.52%)	④ 2,795	⑩ 1,389	346	96	41	4,667
1,270,000円超	1,740,000円以下	5,463	12.64%	(58.16%)	⑤ 2,500	⑪ 2,384	412	132	35	5,463
1,740,000円超	2,210,000円以下	4,904	11.34%	(69.50%)	2,003	⑫ 2,279	⑮ ⑰ 454	119	49	4,904
2,210,000円超	3,000,000円以下	3,587	8.30%	(77.80%)	⑥ 1,383	⑬ 1,618	⑯ 383	139	64	3,587
3,000,000円超	4,000,000円以下	4,057	9.38%	(87.18%)	② 1,234	⑧ 1,845	602	269	107	4,057
4,000,000円超	5,000,000円以下	2,459	5.69%	(92.87%)	③ 604	⑨ 1,071	⑱ 441	⑳ 257	86	2,459
5,000,000円超	6,000,000円以下	1,181	2.73%	(95.60%)	225	477	258	154	67	1,181
6,000,000円超	7,000,000円以下	599	1.39%	(96.99%)	132	218	130	83	36	599
7,000,000円超	8,000,000円以下	359	0.83%	(97.82%)	58	139	77	56	29	359
8,000,000円超	9,000,000円以下	204	0.47%	(98.29%)	47	73	43	25	16	204
9,000,000円超	10,000,000円以下	136	0.32%	(98.61%)	24	51	31	21	9	136
10,000,000円超		101	0.23%	(98.84%)	15	41	21	14	10	101
	計	503	1.16%	(100.00%)	97	181	117	60	48	503
計		43,239	100.00%		23,048	13,970	3,927	1,613	681	43,239

※ この表は、平成27年度に課税した世帯の平成27年8月31日現在の状況を、軽減判定に使う所得の金額でみた所得階層別の世帯数調べになります。あくまで所得階層などの割合の参考として見ていただくものです。

※ この表には、①から⑳までの番号が振ってありますが、これは、この資料の後に綴った税率改定をした場合の20通りのモデルケースのナンバーになります。

モデルケース（試算）

			現 行	7.03% up 改定案 (4億円 up)			
No.	世帯	年齢	総所得金額（又は収入金額）	国保年税額	国保年税額	(項目)	
①	单身世帯	35歳	33万円以下 【7割軽減】	18,400円	18,700円	年税額	
					300円	差 額	
					1.63%	比 率	
		②	35歳	250万円(給与収入380万円)	216,500円	229,900円	年税額
						13,400円	差 額
						6.19%	比 率
③	35歳	350万円(給与収入505万円)	288,000円	307,100円	年税額		
				19,100円	差 額		
				6.63%	比 率		
④	64歳	675,000円(年金収入140万円) 【2割軽減】	89,700円	94,700円	年税額		
				5,000円	差 額		
				5.57%	比 率		
⑤	64歳	1,125,000円(年金収入200万円)	143,400円	152,600円	年税額		
				9,200円	差 額		
				6.42%	比 率		
⑥	65歳	180万円(年金収入300万円)	166,400円	175,700円	年税額		
				9,300円	差 額		
				5.59%	比 率		
⑦	夫婦2人世帯	ともに39歳以下	33万円以下 【7割軽減】	27,700円	28,500円	年税額	
					800円	差 額	
					2.89%	比 率	
		⑧	ともに45歳	250万円(給与収入380万円)	247,700円	262,800円	年税額
						15,100円	差 額
						6.10%	比 率
⑨	ともに60歳	350万円(給与収入505万円)	385,800円	418,700円	年税額		
				32,900円	差 額		
				8.53%	比 率		
⑩	ともに64歳	675,000円(給与収入132万5千円) 【5割軽減】	86,200円	92,400円	年税額		
				6,200円	差 額		
				7.19%	比 率		
⑪	ともに65歳	1,125,000円(年金収入200万円) 【2割軽減】	159,000円	170,900円	年税額		
				11,900円	差 額		
				7.48%	比 率		
⑫	ともに65歳	1,425,000円(年金収入240万円)	207,500円	223,200円	年税額		
				15,700円	差 額		
				7.57%	比 率		
⑬	3人世帯	夫婦39歳以下+子	164万円(給与収入260万円) 【2割軽減】	192,600円	203,700円	年税額	
					11,100円	差 額	
					5.76%	比 率	
		⑭	夫婦45歳+子	164万円(給与収入260万円) 【2割軽減】	228,200円	256,400円	年税額
						14,000円	差 額
						5.78%	比 率
⑮	夫婦45歳+子	350万円(給与収入505万円)	417,000円	451,700円	年税額		
				34,700円	差 額		
				8.32%	比 率		
⑯	4人世帯	夫婦39歳以下 +子2人	33万円以下 【7割軽減】	46,400円	48,400円	年税額	
					2,000円	差 額	
⑰	4人世帯	夫婦45歳+子2人	350万円(給与収入505万円)	448,200円	484,700円	年税額	
					36,500円	差 額	
					8.14%	比 率	

# 平成27年度生活習慣病重症化予防事業（案）

平塚市保険年金課

## 1 目的

生活習慣病の発症及び重症化のリスクがある対象者に、受診勧奨や生活習慣の改善等の保健指導を行い、適正な受診につなげることで生活習慣病のリスクを軽減することを目的とする。

## 2 対象者の選定

### (1) 対象者の条件

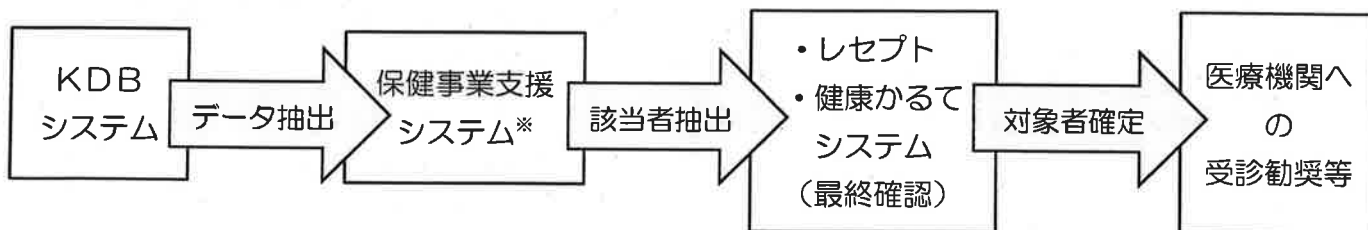
平成25年度の特定健康診査等を受診した結果、次の全ての条件に該当する方（平成27年10月現在の対象者数は18名）

- 平成25年度の特定健診等の結果、受診勧奨値（HbA1c6.5%以上）に該当している40～74歳の国保加入者
- 平成26年度、平成27年度の特定健診を受診していない（健康かるてシステムによる確認）
- 平成25年度の健診受診以後、糖尿病に関する受診歴がない（レセプトによる確認）
- 悪性新生物等の治療中ではない

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
特定健康診査	特定健診の結果で再検査（HbA1c6.5%以上）と判定あり	特定健診未受診	特定健診未受診
レセプト	健診後に糖尿病の受診歴なし	糖尿病の受診歴なし	糖尿病の受診歴なし

### (2) 手順

保健事業支援システム<sup>※</sup>を使用して国保データベース（KDB）システムデータから抽出した該当者をレセプト等で確認し、対象者を確定する。対象者に対しては訪問等による受診勧奨を行い、必要に応じて保健指導を実施する。



※保健事業支援システム：KDBシステムから生活習慣病重症化予防対策のための対象者等を抽出するために、神奈川県国保連合会が開発したシステム。

## 3 従事者

保健師：1名 事務職員：1名 保健師（臨時職員<sup>※</sup>）：2名 管理栄養士（臨時職員）：3名

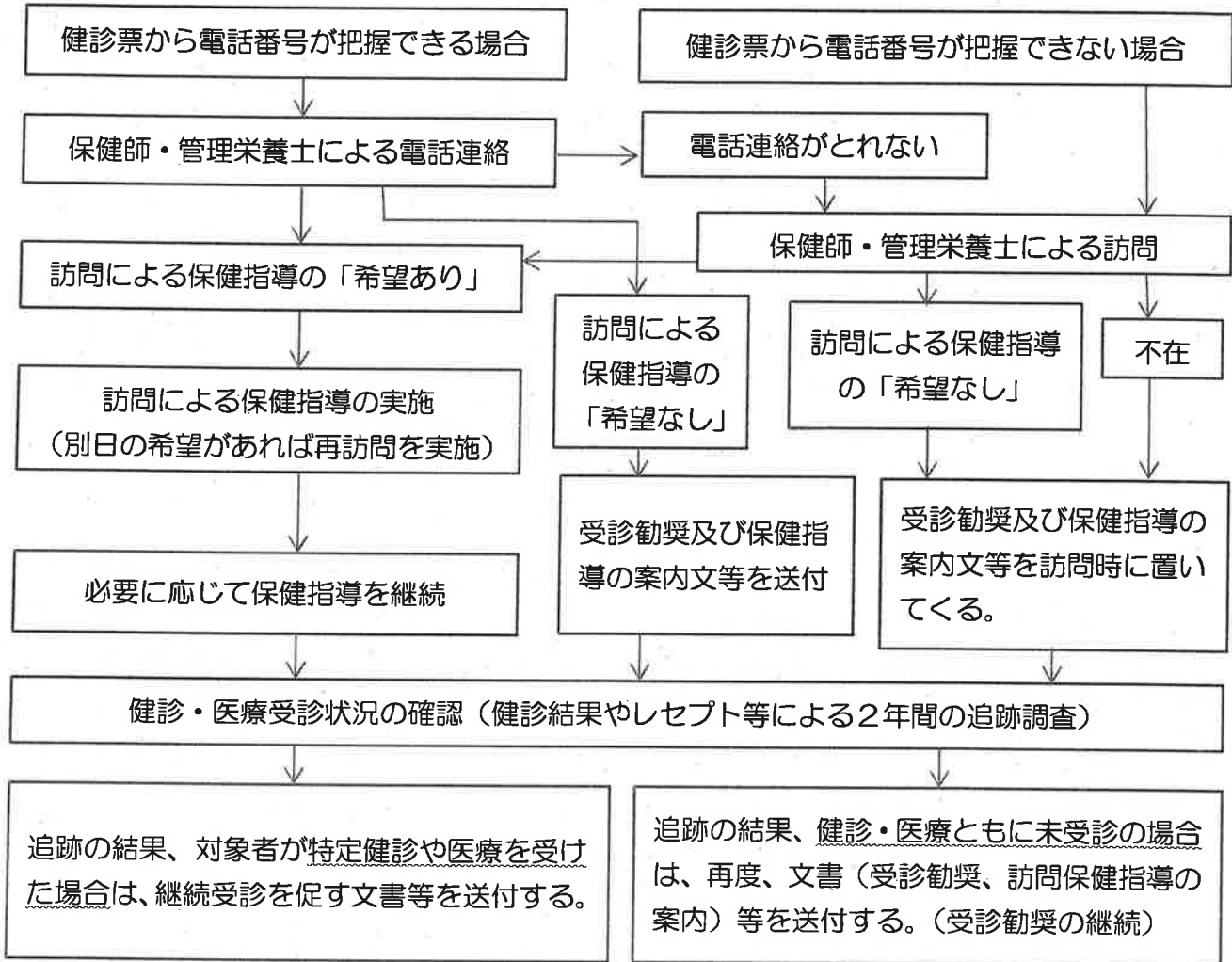
※保健師（臨時職員）は、神奈川県国民健康保健団体連合会「生活習慣病重症化予防支援事業」として、平成28年度まで継続して派遣される予定。

#### 4 受診勧奨と保健指導の実施

##### (1) 方法

受診勧奨や保健指導は訪問を原則とするが、対象者の希望により、面談や電話相談等、柔軟に対応する。対象者が訪問時に不在の場合は、原則として別日に再訪問を行う。また、対象者の健診と医療の受診状況については、継続して2年間分のデータを確認し、今後の事業の参考とする。(本事業については、平成28年度以降も継続の予定。)

##### (2) 流れ



##### (3) 内容

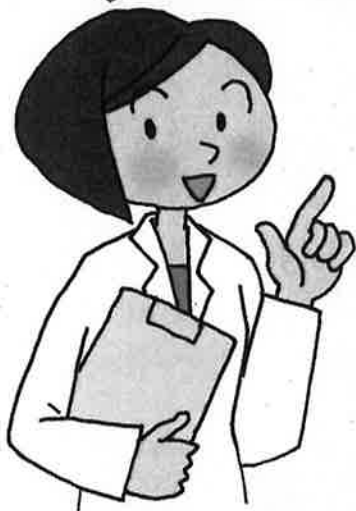
保健師及び管理栄養士が受診勧奨や保健指導を行う。対象者の希望があれば、血圧、腹囲、体重、体脂肪測定を実施する。

#### 5 スケジュール

H27年6月～ 8月	対象者の抽出
9月～10月	保健指導方法の検討 教材等の準備
11月	保健指導方法の検討 教材等の準備
12月	医師会への説明 国保運営協議会への説明 訪問準備
H28年1月	訪問等による受診勧奨、保健指導の実施
2月	訪問等による受診勧奨、保健指導の実施
3月	訪問等による受診勧奨、保健指導の実施 評価

生活習慣病の重症化を防ごう！

# メタボじゃなくても 放っておかないで！



監修 久保明 医療法人社団湖聖会銀座医院 院長補佐・抗加齢センター長／常葉大学健康科学部教授／医学博士

生活習慣病は、少し検査値が悪くなった程度では目立った症状が出ません。しかし、着実に体に悪影響をおよぼし、日常生活が不自由になったり、生命の危険が出てきたりすることもあります。

将来の夢や希望を実現できる自分であるためには、健診や保健指導を生活習慣を見直すチャンスととらえ、重症化を防ぐことが大切です。

健診の結果が少々悪くても気にしていない



保健指導を受ける機会があっても、受けていない



要治療といわれたが、治療を受けていない



治療を自己判断で中断した



健診やがん検診を定期的に受けていない



薬は飲んでいるが、生活習慣改善はしていない



こんな覚えがありませんか？

# 放っておくと どうなる?

生命を脅かす病気に進行!

CKD  
(慢性腎臓病)

心臓病

脳卒中

高血糖・高血圧・脂質異常症  
などの放置は命取り!

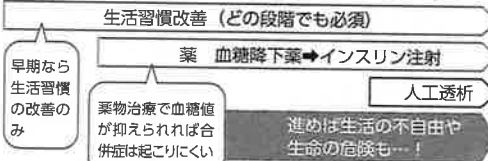
## 高血糖は

血管を刺激して  
傷つける

血液中の「糖」が増え過ぎる高血糖は、進行すると体中の血管を傷つけ、糖尿病に進み、合併症を起こします。合併症は糖尿病と診断される一歩手前の糖尿病予備群(高血糖)の段階から徐々に始まります。

### 徐々に進行し、こわい合併症が!

糖尿病を放っておくと末梢神経障害、網膜症、CKD(慢性腎臓病)から腎症などの合併症が出て、治療や医療費の負担が大きくなり、徐々に生命の危険が強くなります。重症化すると心臓病や脳卒中などの発作により生命を落とすこともあります。



### 高血糖の重症化予防ポイント

- 高血圧などほかの病気も治療する
- 食べ過ぎ・飲み過ぎを防ぐ
- 禁煙する
- 小まめに動く
- スポーツを楽しむ



健診で見つかったのに  
放っておいた  
A男さんの場合



38歳 高血圧症 — はじめ健診で見つかったのは高血圧のみ

39歳 糖尿病・脂質異常症・かくれ脳梗塞

42歳 狭心症 — 次々と生活習慣病が重なり...

46歳 多発性脳梗塞・末梢神経障害・糖尿病性網膜症

48歳 腎症・慢性閉塞性動脈硬化症



58歳 両足切断



64歳 心筋梗塞でバイパス手術!

### 重症化で医療費も高額に!

重症化例の1か月当たり医療費

人工透析	約45万円 (毎月)
失明を防ぐ手術	約100万円
両足大腿切断	約160万円
脳卒中で手術	約325万円
心臓病で手術	約430万円

(金額は総額の目安であり、症例によって異なります。また、自己負担額ではありません。)

## 脳卒中や心臓病(虚血性心疾患)は前触れに気づきにくい

脳卒中の前触れ

- 顔の片方が下がる、笑顔ができない
- 片腕に力が入らない
- ろれつが回らない、言葉が出ない
- 物が二重に見えるなど

症状は一過性のことも多く放置しがち!

高齢者では心臓の痛みを感じないことも!

虚血性心疾患の前触れ

- 短時間(15分以内)、胸が痛んだり圧迫感を感じたりする



だから、早くからの重症化予防が大切!



## 高血圧は

血管に高い  
圧力がかかる

体中の血管に高い圧力がかかる高血圧。放っておくと脳の血管が破れたり詰まったりして起こる脳卒中や、一刻を争う心臓病、少しずつ人工透析に近づくCKD(慢性腎臓病)などに進行します。

何もないと侮っていると  
急な発作が!

症状がほとんどないので血圧値が相当高くなっても、放置している人が大勢います。しかし、放っておけば急な発作で命を失う危険が増すばかり。日本人に最も多い病気だけに、より早くからの注意が必要です。

### 高血圧の重症化予防ポイント

- 糖尿病などほかの病気も治療する
- 減塩和食でバランス良い食事をする
- 禁煙する
- 笑顔のできる強度の運動をする



## 脂質異常症は

血管壁を  
厚くする

脂質異常症は、脂質でドロドロになった血液成分が、血管壁に入り込んで血管壁を厚くしたり、厚くなった血管壁が破裂して血管を塞いだりして血液の流れを阻害する病気です。症状は血管が8割詰まっても出ないことがあるほど出にくいといわれています。

### 血管の老化を確実に早め、命を縮める

脂質異常症は職場で行う健康診断で一番多くみつける病気。特に女性は、更年期になると急激に数値が悪化し、動脈硬化が進行します。

動脈硬化とは簡単にいうと血管の老化のこと。脂質異常症は単独でも動脈硬化症を進行させますが、高血圧や高血糖で血管壁が傷ついているとより早く進み、心臓病や脳卒中を起こしやすくなります。

### 脂質異常症の重症化予防ポイント

- 高血圧などほかの病気も治療する
- 週に一度はウォーキングなど、有酸素運動を30分以上行う
- コレステロールの多い食べ物(鶏卵/魚卵/肉の脂身/イカ/エビなど)や生成しやすい食べ物(卵黄/インスタント麺/チョコレート/スナック菓子など)を控える
- 脂っこいものをとり過ぎない





## 1 定期的に健診を受け活用しよう

健診結果は生活習慣改善のきっかけに。かかりつけ医がいる場合は、結果を報告しよう。



## 2 保健指導の機会を逃さない!

保健指導は、専門家の助けを借りながら生活習慣を見直すチャンス!積極的に受けよう。



## 3 治療は継続しよう

症状がないからなどと自己判断でやめることなく、きちんと継続を。生活習慣の改善も並行して行おう。



## 4 食生活を規則正しく

- バランスの良い食事を腹八分目に。
- 最初に野菜をたっぷりとりよう。
- 塩分控えめ、酸味や香辛料を活用。
- 甘い物、油っぽい物を控えめに!
- 寝る2時間前以降の飲食はやめよう。



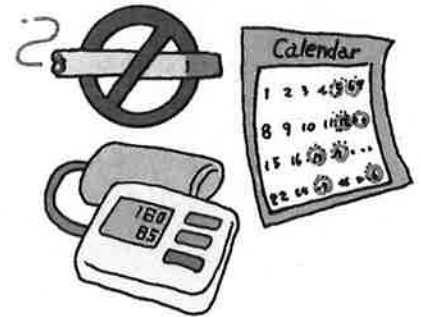
## 5 小まめに身体活動を

- 1日1万歩を目標に歩こう。
- 家事や日常生活で小まめに体を動かそう。
- スポーツも楽しもう。



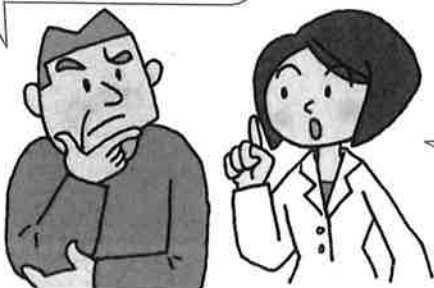
## 6 改善しやすい生活習慣から見直そう

- 思い立ったら禁煙しよう。
- 週に2日は休肝日に。
- ストレスは小まめに解消しよう。
- 家庭でも体重・腹囲・血圧などを測る習慣を。



## それでも疑問の残るあなたへ

全ての人が重症化するわけじゃないでしょう?



病気が重症化してから治療を受けるより、早くから予防するほうが確実に簡単です

生活習慣病が重症化するということは、体の機能が低下して、寿命が縮まるということです。体質によって重症化しにくい人がいるとしても、だれがその体質をもっているのか、現在の健診ではわかりません。重症化予防は、元気で長生きへの近道なのです。